

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.675%（税抜3.5%）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。
- ・ 分配金を税引き後無手数料で再投資するコースはありません。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	
資 本 金	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連 絡 先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

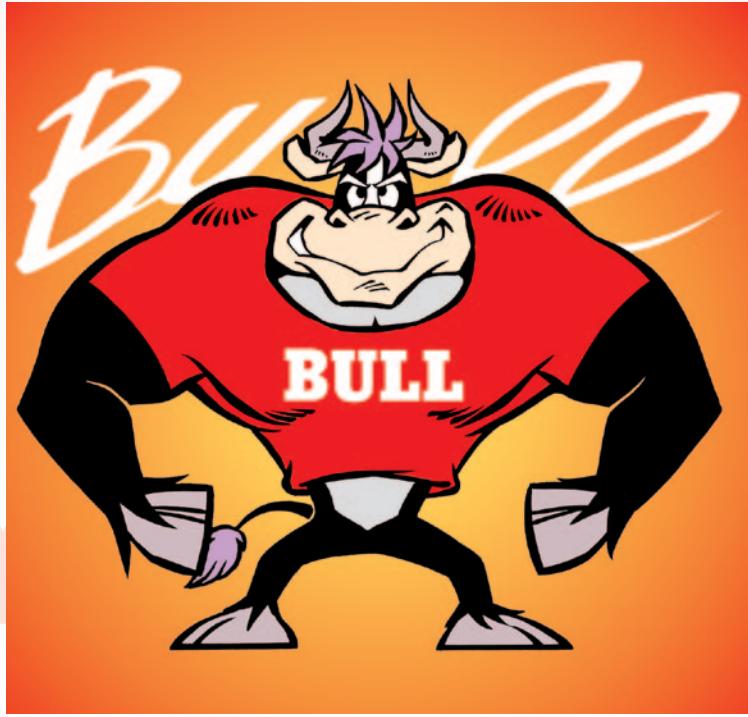
（2011.4）

225ブル型オープン

追加型投信/国内/株式/特殊型(ブル・ベア型)

投資信託説明書(交付目論見書)
使用開始日 2011年4月14日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類				属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型 (ブル・ベア型)	その他資産 (株価指数先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア 型

商品分類及び属性区分の内容は社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]
岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号
設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:10,403億円
(資本金、純資産総額は2011年2月末現在)

照会先
<p>[フリーダイヤル] 0120-048-214 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) [ホームページ] http://www.okasan-am.jp</p>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
住友信託銀行株式会社

●この目論見書により行う225ブル型オープンの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年4月13日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成23年4月14日に生じております。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれてありますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

ファンドの目的・特色

〈ファンドの目的〉

わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。

〈ファンドの特色〉

- わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。
- 運用にあたっては、株価指数先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。
- 株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行います。
- 追加設定・一部解約がある場合、追加設定金額と一部解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応します。
- 投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国の他の株価指数先物取引を利用することもあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、株価指数先物取引を純資産総額の2倍程度買建てて運用を行うため、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株価指数先物価格に変動がない場合でも、ファンドの追加設定・一部解約への対応等で、基準価額が変動する可能性があります。したがって、追加的記載事項および投資リスクをご参照いただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

当ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となることを目指して運用を行います。2日以上離れた日との比較で、「およそ2倍程度」となることを目指してはおりません。したがって、投資タイミングを慎重にご検討のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

分配方針

毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象収益を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

- 基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となるのは、1日前と比較した場合です。2日以上離れた日との比較では、基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」とはなりません。

これは、株価指数先物価格の騰落により、純資産総額に対する先物の買建玉の時価総額の比率が変動し、その場合に建玉の調整を行うことなどに起因しています。

以下の3例は、基準日を100として、わが国の株式市場全体の値動きと当ファンドの基準価額の値動きをわかりやすく説明したものであります。(実際の値動きを示したものではありません。)

特に、「わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合」においては、3日後の株式市場が基準日と同じ100であるにもかかわらず、ファンドの3日後の基準価額は基準日の100から93.4に下落していることに注意して下さい。

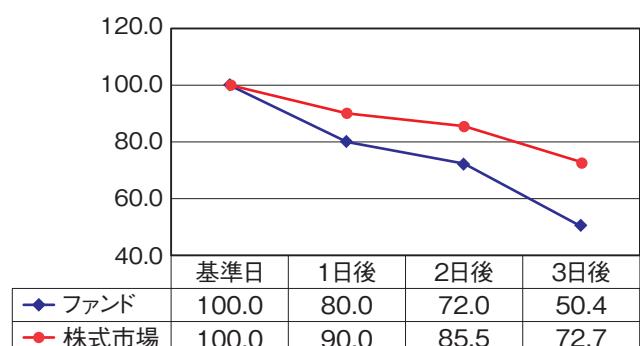
わが国の株式市場が上昇局面の場合



<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	10.0%	30.0%
(B) 株式市場		10.0%	5.0%	15.0%
倍率(A/B)		2.0倍	2.0倍	2.0倍

<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	32.0%	71.6%
(B) 株式市場		10.0%	15.5%	32.8%
倍率(A/B)		2.0倍	2.1倍	2.2倍

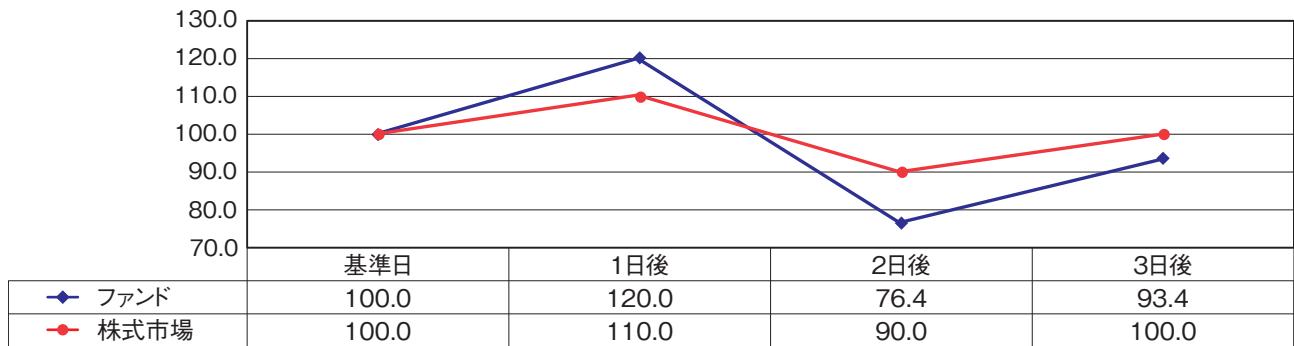
わが国の株式市場が下落局面の場合



<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		▲20.0%	▲10.0%	▲30.0%
(B) 株式市場		▲10.0%	▲5.0%	▲15.0%
倍率(A/B)		2.0倍	2.0倍	2.0倍

<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		▲20.0%	▲28.0%	▲49.6%
(B) 株式市場		▲10.0%	▲14.5%	▲27.3%
倍率(A/B)		2.0倍	1.9倍	1.8倍

わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合



<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	▲36.4%	22.2%
(B) 株式市場		10.0%	▲18.2%	11.1%
倍率(A/B)		2.0倍	2.0倍	2.0倍

<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	▲23.6%	▲6.6%
(B) 株式市場		10.0%	▲10.0%	0%
倍率(A/B)		2.0倍	2.4倍	—

ファンドの目的・特色

- 当ファンドは、インデックスファンドではありません。

ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となることを目指して運用を行います。従って、わが国の株式市場との連動を目指すインデックスファンドではなく、また、わが国の株式市場の値動きに中長期的な期間において2倍程度の連動を目指して運用を行うものでもありません。

- 主として、以下の要因により運用目標が達成できない場合があります。

A. 株価指数先物取引の値動きとわが国の株式市場全体の値動きが一致しない場合

ファンドの基準価額は、株価指数先物取引の値動きを反映したものになります。したがって、日経平均株価(225種)先物取引などの株価指数先物取引の値動きと、わが国の株式市場全体の値動きを示す日経平均株価(225種)などの株価指数の値動きが一致しない場合、目標とする投資成果は達成できません。

B. 日々の追加設定・一部解約に対応した株価指数先物取引の約定価格とファンドの評価に使用する終値に差が生じた場合

ファンドは、追加設定・一部解約がある場合、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応を行います。したがって、組入比率の調整の際の株価指数先物取引の約定価格とファンドの評価に使用する終値との価格差が、基準価額に影響を与えることになります。株価指数先物取引の終値に変化がない場合でも、この価格差が原因で、基準価額が変動する場合があります。

C. 株価指数先物取引の大幅・急激な変動等が原因で、組入比率の調整に必要な株価指数先物取引の取引数量のうち、全部又は一部が取引不成立となった場合

D. 株価指数先物取引の限月^(注)交代に対応する際のロール・オーバーコスト

株価指数先物取引のロール・オーバー（近い限月の取引を決済し、先の限月の取引へ乗換えることをいいます。）の際に必要な売買委託手数料や限月間の価格差が、基準価額に影響を与えます。

（注）限月とは、先物取引において取引期限が満了となる月のことをいいます。

E. 金利裁定が株価指数先物取引の価格形成に及ぼす影響（キャリーコストの影響）

F. ファンドの純資産総額が小規模になった場合に、株価指数先物取引の最低取引単位が原因で、株価指数先物取引の組入比率をファンドの純資産総額の2倍程度に調整を行うことができなくなった場合

G. 株価指数先物取引の売買委託手数料、ファンドの信託報酬や財務諸表の監査費用などのコストを負担することによる影響

※上記以外の要因によっても、運用目標が達成できない可能性があります。

〈基準価額の変動要因〉

当ファンドは、主に日経平均株価（225種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

主な変動要因

● 株価指数先物の価格変動リスク

日経平均株価（225種）先物などの株価指数先物の価格は、日経平均株価（225種）などの株価指数の値動き、先物市場の需給等の影響により変動します。

買建てた株価指数先物の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、買建てた株価指数先物の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

買建てた株価指数先物の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。なお、当ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行うため、日々の基準価額の値動きは、株価指数先物の価格が上昇した場合は当該上昇率の2倍程度の率で上昇し、株価指数先物の価格が下落した場合は当該下落率の2倍程度の率で下落し、大きな損失が生じる可能性があります。

● 信用リスク

有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券等の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。

〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

運用実績

基準価額・純資産の推移(2009年1月16日～2011年2月28日)



※基準価額は信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2011年2月28日現在

分配金の推移

2011年1月	0円
2010年1月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口あたり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

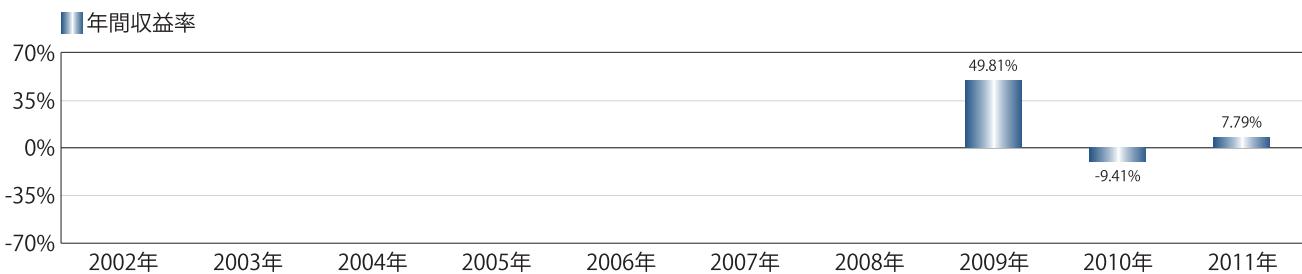
資産	純資産比率
その他資産	100.00%
合計	100.00%
株式先物	204.02%

※その他資産には現先取引を含めて表示しております。

株式先物の状況

銘柄名	買建・売建	純資産比率
株式先物取引(日経225)	買建	204.02%

年間收益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2009年はファンドの設定日から年末まで、2011年は2月末までの騰落率を示しています。

※年間收益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

手続・手数料等

〈お申込みメモ〉

購入単位	1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位 ※販売会社が別に定める購入単位がある場合は、当該購入単位とします。購入単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後2時30分までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。
購入の申込期間	平成23年4月14日から平成23年9月14日まで ※平成23年9月15日以降の購入申込は受付けません。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、以下の場合において、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 a わが国の取引所における日経平均株価(225種)先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。 b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価(225種)先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価(225種)先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 c 上記に掲げる場合以外で、やむを得ない事情があるとき。
信託期間	平成21年1月16日から平成24年1月13日まで
繰上償還	受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。 ※平成23年7月31日より、公告の方法は以下の通りに変更される予定です。 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.okasan-am.jp なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

手続・手数料等

〈ファンドの費用・税金〉

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額(購入価額 × 購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 有価証券届出書提出日現在の購入時手数料率の上限は、2.1% (税抜2.0%) です。購入時手数料率は変更となる場合があります。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
信託財産留保額	ありません。

● 投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額 × 年0.9135% (税抜0.87%)	
	(委託会社)	年0.4200% (税抜0.40%)
	(販売会社)	年0.4200% (税抜0.40%)
	(受託会社)	年0.0735% (税抜0.07%)
その他費用・手数料	監査費用: 純資産総額 × 年0.0105% (税抜0.01%)	
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。	

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※当ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

税金

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈メモ〉

〈メモ〉



岡三アセットマネジメント

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日 2011年4月14日

225 ブル型オープン

追加型投信／国内／株式／特殊型(ブル・ベア型)

225ブル型オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成23年4月13日に関東財務局長に提出しており、平成23年4月14日にその届出の効力が発生しております。

発 行 者 名	岡三アセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	取締役社長 吉野 俊之
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
有価証券届出書の写しを 縦 覧 に 供 す る 場 所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。



目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	13
3 投資リスク	22
4 手数料等及び税金	24
5 運用状況	27
第2 管理及び運営	30
1 申込（販売）手続等	30
2 換金（解約）手続等	32
3 資産管理等の概要	33
4 受益者の権利等	37
第3 ファンドの経理状況	38
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	47
第三部 委託会社等の情報	49

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

225ブル型オープン

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

(5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合は、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

(6) 【申込単位】

1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位

- ◆ 販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧下さい。

(7) 【申込期間】

平成23年4月14日から平成23年9月14日まで

- ◆ 平成23年9月15日以降の取得申込みは受け付けません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧下さい。

- ◆ 販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して4営業日以内に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。

なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。

- ◆ 各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

- ◆ 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

- ◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

■ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

■ 申込証拠金

ありません。

■ 日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特 殊 型 (ブル・ベア型)

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	日本	ブル・ベア型
大型株	年4回	北米	
中小型株		欧州	条件付運用型
債券	年6回 (隔月)	アジア	
一般	年12回 (毎月)	オセアニア	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
公債		中南米	
社債		アフリカ	
その他債券	日々	中近東 (中東)	その他 ()
クレジット属性 ()	その他 ()	エマージング	
不動産投信			
その他資産 (株価指数先物取引)			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

ファンドは、わが国の株価指数先物取引を積極的に活用して運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（株価指数先物取引）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、〔属性区分表の定義〕で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

- ①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年 1 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年 2 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年 4 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年 6 回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載が

あるものをいう。

(5) 年 12 回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

(1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

(2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

(1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- わが国の株価指標先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となることを目指して運用を行います。
- 運用にあたっては、株価指標先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。
- 株価指標先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行います。
- 追加設定・一部解約がある場合、追加設定金額と一部解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に株価指標先物取引により対応します。
- 投資する株価指標先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国他の株価指標先物取引を利用することもあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、株価指標先物取引を純資産総額の2倍程度買建てて運用を行うため、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株価指標先物価格に変動がない場合でも、ファンドの追加設定・一部解約への対応等で、基準価額が変動する可能性があります。したがって、追加的記載事項および投資リスクをご参照いただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

当ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となることを目指して運用を行います。2日以上離れた日との比較で、「およそ2倍程度」となることを目指してはおりません。したがって、投資タイミングを慎重にご検討のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

追加的記載事項

- 基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」となるのは、1日前と比較した場合です。2日以上離れた日との比較では、基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「およそ2倍程度」とはなりません。

これは、株価指数先物価格の騰落により、純資産総額に対する先物の買建玉の時価総額の比率が変動し、その場合に建玉の調整を行うことなどに起因しています。

以下の3例は、基準日を100として、わが国の株式市場全体の値動きと当ファンドの基準価額の値動きをわかりやすく説明したものです。(実際の値動きを示したものではありません。)

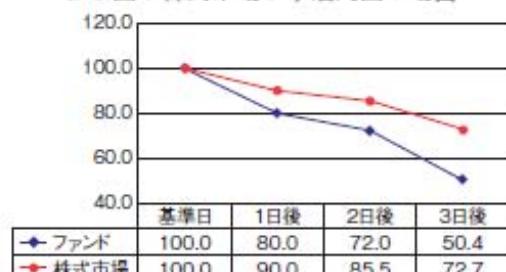
特に、「わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合」においては、3日後の株式市場が基準日と同じ100であるにもかかわらず、ファンドの3日後の基準価額は基準日の100から93.4に下落していることに注意して下さい。

わが国の株式市場が上昇局面の場合



<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	10.0%	30.0%
(B) 株式市場		10.0%	5.0%	15.0%
倍率(A/B)		2.0倍	2.0倍	2.0倍
<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	32.0%	71.6%
(B) 株式市場		10.0%	15.5%	32.8%
倍率(A/B)		2.0倍	2.1倍	2.2倍

わが国の株式市場が下落局面の場合



<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		▲20.0%	▲10.0%	▲30.0%
(B) 株式市場		▲10.0%	▲5.0%	▲15.0%
倍率(A/B)		2.0倍	2.0倍	2.0倍
<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		▲20.0%	▲28.0%	▲49.6%
(B) 株式市場		▲10.0%	▲14.5%	▲27.3%
倍率(A/B)		2.0倍	1.9倍	1.8倍

わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合



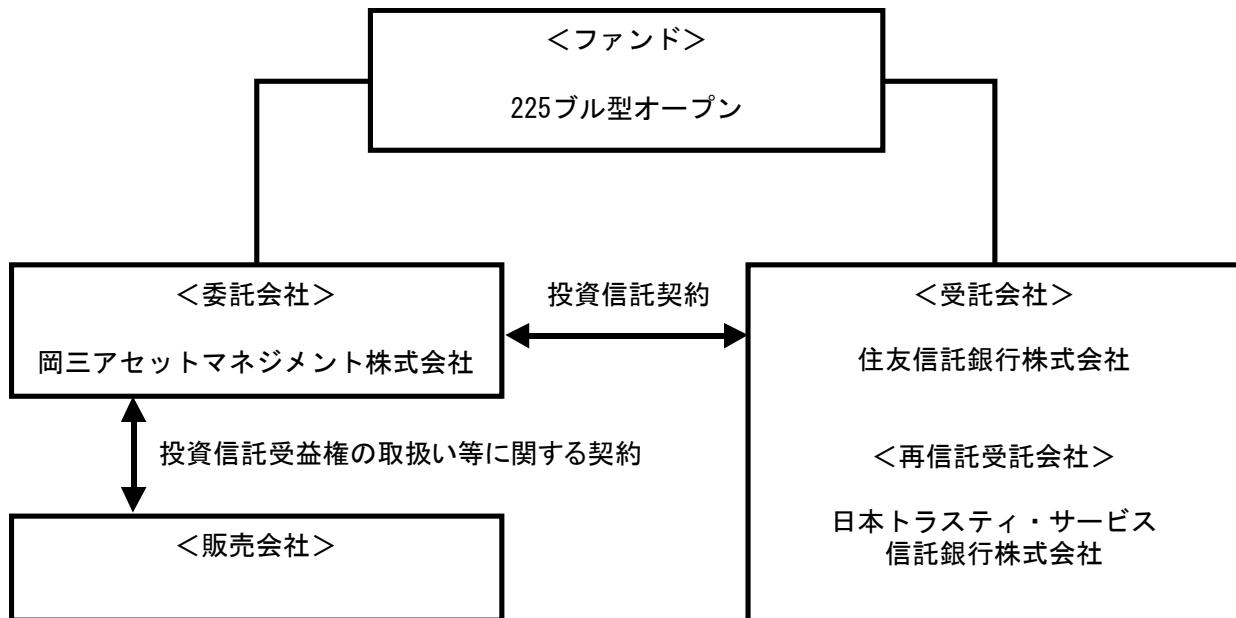
<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	▲36.4%	22.2%
(B) 株式市場		10.0%	▲18.2%	11.1%
倍率(A/B)		2.0倍	2.0倍	2.0倍
<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	▲23.6%	▲6.6%
(B) 株式市場		10.0%	▲10.0%	0%
倍率(A/B)		2.0倍	2.4倍	-

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年1月16日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	住友信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成 23 年 2 月末日現在）

◆ 資本金

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和 39 年 10 月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和 62 年 6 月 27 日	第三者割当増資の実施（新資本金 4 億 5,000 万円）
平成 2 年 6 月 30 日	第三者割当増資の実施（新資本金 10 億円）
平成 20 年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町 9 番 9 号	253,400 株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋 1 丁目 17 番 6 号	163,250 株	19.78%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号	41,150 株	4.99%
三菱UFJ 信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号	41,150 株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号	41,149 株	4.99%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

わが国の株価指数先物取引を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。

ロ. 運用にあたっては、株価指数先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。

ハ. 株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行います。

二. 追加設定・一部解約がある場合、追加設定金額と一部解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応します。

ホ. 投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国他の株価指数先物取引を利用することもあります。

ヘ. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引に限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
 - イ. 為替手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

- a 有価証券
 - 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
 - イ. 株券または新株引受権証書
 - ロ. 国債証券
 - ハ. 地方債証券
 - 二. 特別の法律により法人の発行する債券
 - ホ. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ヘ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - ト. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - チ. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - リ. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - ヌ. コマーシャル・ペーパー
 - ル. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - ヲ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ. からル. までの証券または証書の性質を有するもの
 - ワ. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 - カ. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

- ヨ. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- タ. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- レ. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- ソ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ネ. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- ナ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ラ. 外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- イ. 預金
- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ. コール・ローン
- ニ. 手形割引市場において売買される手形
- ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ヘ. 外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

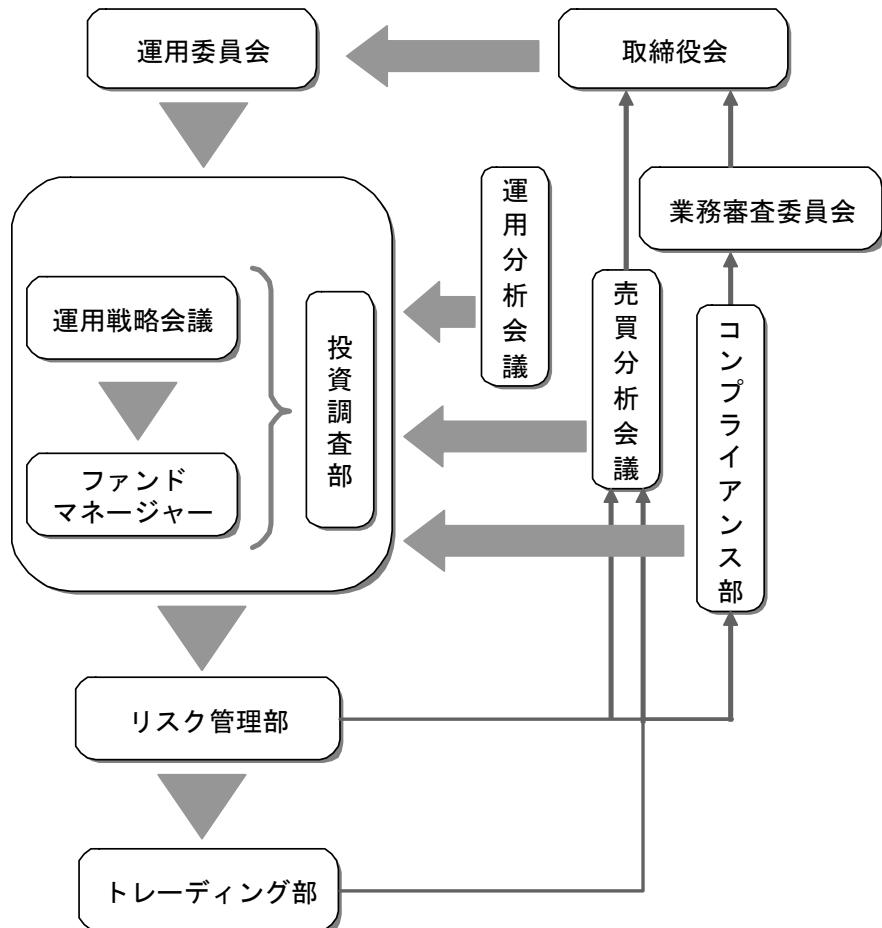
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

会議名または部署名	役割
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 (5名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適切であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。 また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・運用実施に関する内規
- ・有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・短期金融商品への投資に関する内規

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成23年2月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配対象収益を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかつた留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

(5) 【投資制限】

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

■ 投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記aの規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しましたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記aの信用取引の指図は、イ.からヘ.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつイ.からヘ.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - ニ. 売出しにより取得する株券
 - ホ. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ヘ. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

■ 先物取引等の運用指図

- a 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- b 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3 【投資リスク】

当ファンドは、主に日経平均株価（225種）先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行いますので、買建てた日経平均株価（225種）先物の価格の下落、組入れた国内の債券や短期金融商品の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

＜投資リスク＞

■ 株価指数先物の価格変動リスク

日経平均株価（225種）先物などの株価指数先物の価格は、日経平均株価（225種）などの株価指数の値動き、先物市場の需給等の影響により変動します。

買建てた株価指数先物の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、買建てた株価指数先物の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

買建てた株価指数先物の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

なお、当ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行うため、日々の基準価額の値動きは、株価指数先物の価格が上昇した場合は当該上昇率の2倍程度の率で上昇し、株価指数先物の価格が下落した場合は当該下落率の2倍程度の率で下落し、大きな損失が生じる可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。

このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

＜留意事項＞

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。

- ・ 株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき、株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込および解約請求の受付を中止することや、すでに受けた取得申込および解約請求の受付を取消すことがあります。

＜投資リスクに対する管理体制＞

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の実施状況に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適當であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の91.35（税抜87）の率を乗じて得た金額です。

※ 基準価額が年間を通して10,000円（10,000口当たり）だった場合、10,000口当たりの信託報酬は年間91.35円（税抜87円）になります。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年 10,000 分の	91.35	（税抜 87）
内 委託会社	年 10,000 分の	42.00	（税抜 40）
内 販売会社	年 10,000 分の	42.00	（税抜 40）
内 受託会社	年 10,000 分の	7.35	（税抜 7）

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、株価指数先物取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の1.05（税抜1.0）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は譲渡所得となり、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

※ 普通分配金、特別分配金とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。特別分配金は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、特別分配金を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から特別分配金を控除した額となります。

■ その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 上記の内容は平成23年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5 【運用状況】

平成23年2月28日現在の運用状況は以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	7,773,798,820	100.00
合計（純資産総額）	7,773,798,820	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

区分	種類	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
市場取引 大阪証券取引所	株価指数先物取引 買 建 日経 225 先物	1,492	15,715,948,493	15,859,960,000	204.02

(時価の評価方法)

時価評価にあたっては、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価しております。投資比率は、小数点以下第三位を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1期計算期間末 (平成22年1月15日)	1,183,599,243 (分配付) 1,183,599,243 (分配落)	1.6205 (分配付) 1.6205 (分配落)
第2期計算期間末 (平成23年1月17日)	6,350,292,670 (分配付) 6,350,292,670 (分配落)	1.4339 (分配付) 1.4339 (分配落)
平成22年2月末日	2,141,837,908	1.3616
平成22年3月末日	1,591,053,367	1.6553
平成22年4月末日	3,575,016,256	1.6319
平成22年5月末日	6,645,193,159	1.2663
平成22年6月末日	6,901,519,749	1.1563
平成22年7月末日	7,432,097,828	1.1917
平成22年8月末日	8,071,777,005	1.0096
平成22年9月末日	8,165,333,533	1.1511
平成22年10月末日	8,500,422,192	1.1056
平成22年11月末日	7,013,901,564	1.2906
平成22年12月末日	6,967,493,555	1.3571
平成23年1月末日	7,244,816,029	1.3591
平成23年2月末日	7,773,798,820	1.4628

②【分配の推移】

期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間 (自平成21年1月16日至平成22年1月15日)	0円
第2期計算期間 (自平成22年1月16日至平成23年1月17日)	0円

③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間 (自平成21年1月16日至平成22年1月15日)	62.1
第2期計算期間 (自平成22年1月16日至平成23年1月17日)	△11.5

(注)収益率は、期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	16,064,753,599	15,334,379,404
第2期計算期間	21,091,785,483	17,393,618,217

(注)第1期計算期間の設定数量は、当初自己設定に係わる数量を含みます。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移(2009年1月16日~2011年2月28日)



2011年2月28日現在 分配金の推移

2011年1月	0円
2010年1月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

*上記分配金は1万口あたり、税引前です。

*基準価額は信託報酬控除後の価額です。
*分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
*設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
その他資産	100.00%
合計	100.00%
株式先物	204.02%

*その他資産には現先取引を含めて表示しております。

株式先物の状況

銘柄名	買建・売建	純資産比率
株式先物取引(日経225)	買建	204.02%

年間收益率の推移



*当ファンドにはベンチマークはありません。
*2009年はファンドの設定日から年末まで、2011年は2月末までの騰落率を示しています。
*年間收益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、平成23年9月15日以降の取得申込みは受け付けません。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後2時30分までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行いうるものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 申込単位は、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位です。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。
基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。
- ・ 申込手数料は、申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社をご確認下さい。
なお、償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日は、取得申込日から起算して4営業日以内とします。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

■ 取得申込みの受付の中止及び取消

委託会社は、以下の場合において、取得申込みの受付を中止することや、すでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

- a わが国の取引所における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
- b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）先物取引およびその他この信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- c 上記に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

2 【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後2時30分までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

委託会社は、以下の場合において、解約請求の受付を中止することや、すでに受けた解約請求の受付を取消すことがあります。

- a わが国の取引所における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
- b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- c 上記に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法で評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成21年1月16日から平成24年1月13日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、a の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e b から d までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって b から d までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b a の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、a の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f b から e までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g a から f までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

※平成23年7月31日より、公告の方法は以下の通りに変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
 - b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
 - c 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
 - b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
 - c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
ただし、第 1 期計算期間（平成 21 年 1 月 16 日から平成 22 年 1 月 15 日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき、第 2 期計算期間（平成 22 年 1 月 16 日から平成 23 年 1 月 17 日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間（平成 21 年 1 月 16 日から平成 22 年 1 月 15 日まで）及び第 2 期計算期間（平成 22 年 1 月 16 日から平成 23 年 1 月 17 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月5日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

鈴木基仁



指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

助川正文



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「225ブル型オープン」の平成21年1月16日から平成22年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「225ブル型オープン」の平成22年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年3月4日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 基仁



指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

助川 正文



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「225ブル型オープン」の平成22年1月16日から平成23年1月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「225ブル型オープン」の平成23年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】
225フル型オープン
(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (平成22年1月15日現在)	第2期 (平成23年1月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	421,381,535	2,500,085,972
派生商品評価勘定	201,715,694	354,441,269
現先取引勘定	729,788,300	3,999,560,000
未収入金	271,925	2,564,874
未収利息	1,154	6,098
差入委託証拠金	93,810,000	323,900,000
流動資産合計	1,446,968,608	7,180,558,213
資産合計	1,446,968,608	7,180,558,213
負債の部		
流動負債		
前受金	201,850,000	354,910,000
未払解約金	50,912,744	439,078,843
未払受託者報酬	843,718	2,885,659
未払委託者報酬	9,642,436	32,978,864
その他未払費用	120,467	412,177
流動負債合計	263,369,365	830,265,543
負債合計	263,369,365	830,265,543
純資産の部		
元本等		
元本	* ¹ 730,374,195	* ¹ 4,428,541,461
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	453,225,048 185,601,127	1,921,751,209 647,232,558
元本等合計	1,183,599,243	6,350,292,670
純資産合計	* ² 1,183,599,243	* ² 6,350,292,670
負債純資産合計	1,446,968,608	7,180,558,213

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 自 平成21年1月16日 至 平成22年1月15日	第2期 自 平成22年1月16日 至 平成23年1月17日
営業収益		
受取利息	2,065,801	5,549,068
派生商品取引等損益	1,382,219,346	538,409,984
営業収益合計	1,384,285,147	543,959,052
営業費用		
受託者報酬	1,385,490	4,207,696
委託者報酬	15,834,079	48,087,829
その他費用	197,803	600,979
営業費用合計	17,417,372	52,896,504
営業利益又は営業損失(△)	1,366,867,775	491,062,548
経常利益又は経常損失(△)	1,366,867,775	491,062,548
当期純利益又は当期純損失(△)	1,366,867,775	491,062,548
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に 伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,181,266,648	△153,943,675
期首剰余金又は期首次損金(△)	-	453,225,048
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,858,383,329	6,044,290,094
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,858,383,329	6,044,290,094
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,590,759,408	5,220,770,156
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,590,759,408	5,220,770,156
分配金	^{*1} -	^{*1} -
期末剰余金又は期末欠損金(△)	453,225,048	1,921,751,209

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 1 期 自 平成 21 年 1 月 16 日 至 平成 22 年 1 月 15 日	第 2 期 自 平成 22 年 1 月 16 日 至 平成 23 年 1 月 17 日
1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	派生商品取引等損益 同 左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成 22 年 1 月 16 日から平成 23 年 1 月 17 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (平成 22 年 1 月 15 日現在)	第 2 期 (平成 23 年 1 月 17 日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 730, 374, 195 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 4, 428, 541, 461 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1, 6205 円 (10, 000 口当たりの純資産額 16, 205 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1, 4339 円 (10, 000 口当たりの純資産額 14, 339 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成 21 年 1 月 16 日 至 平成 22 年 1 月 15 日	第 2 期 自 平成 22 年 1 月 16 日 至 平成 23 年 1 月 17 日
*1. 分配金の計算過程	*1. 分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額 A 273, 021 円	費用控除後の配当等収益額 A 2, 974, 688 円
費用控除後・繰越欠損金補填後 B 185, 328, 106 円	費用控除後・繰越欠損金補填後 B 642, 031, 535 円
の有価証券売買等損益額	の有価証券売買等損益額
収益調整金額 C 267, 623, 921 円	収益調整金額 C 1, 274, 518, 651 円
分配準備積立金額 D — 円	分配準備積立金額 D 2, 226, 335 円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 453, 225, 048 円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 1, 921, 751, 209 円
当ファンドの期末残存口数 F 730, 374, 195 口	当ファンドの期末残存口数 F 4, 428, 541, 461 口
10, 000 口当たり収益分配対象額 G=E/F*10, 000 6, 205 円	10, 000 口当たり収益分配対象額 G=E/F*10, 000 4, 339 円
10, 000 口当たり分配金額 H — 円	10, 000 口当たり分配金額 H — 円
収益分配金額 I=F*H/10, 000 — 円	収益分配金額 I=F*H/10, 000 — 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第 1 期 自 平成 21 年 1 月 16 日 至 平成 22 年 1 月 15 日	第 2 期 自 平成 22 年 1 月 16 日 至 平成 23 年 1 月 17 日
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	—	当ファンドは、主としてデリバティブ取引（日経平均株価先物取引）に投資しており、株式相場の変動による価格変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	第 1 期 (平成 22 年 1 月 15 日現在)	第 2 期 (平成 23 年 1 月 17 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	—	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期	第 2 期
自 平成 21 年 1 月 16 日 至 平成 22 年 1 月 15 日	自 平成 22 年 1 月 16 日 至 平成 23 年 1 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同 左

(重要な後発事象に関する注記)

第 1 期	第 2 期
自 平成 21 年 1 月 16 日 至 平成 22 年 1 月 15 日	自 平成 22 年 1 月 16 日 至 平成 23 年 1 月 17 日
該当事項はありません。	同 左

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 1 期 (平成 22 年 1 月 15 日現在)	第 2 期 (平成 23 年 1 月 17 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
設 定 元 本 額 100,000,000 円	期 首 元 本 額 730,374,195 円
期中追加設定元本額 15,964,753,599 円	期中追加設定元本額 21,091,785,483 円
期中一部解約元本額 15,334,379,404 円	期中一部解約元本額 17,393,618,217 円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

I. 取引の状況に関する事項

期 別 項 目	第1期 自 平成 21年 1月 16 日 至 平成 22年 1月 15 日	第2期 自 平成 22年 1月 16 日 至 平成 23年 1月 17 日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引（日経平均株価（225種））です。	—
2. 取引に対する取組方針	日経平均株価（225種）に連動した投資成果を目的に、原則として現物株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計をファンドの純資産総額の範囲内として、利用します。	—
3. 取引の利用目的	日経平均株価（225種）に連動した投資成果を目的とする他、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的として利用しております。	—
4. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。	—
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しております。また、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。	—
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額 자체がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	—

II. 取引の時価等に関する事項
第1期（自 平成21年1月16日 至 平成22年1月15日）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建 大証日経平均株価指数先物	2,090,880,00 0	—	2,292,730,00 0 201,715,694
		2,090,880,00 0	—	2,292,730,00 0 201,715,694
合計				

第2期（自 平成22年1月16日 至 平成23年1月17日）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建 大証日経平均株価指数先物	12,245,090,00 0	—	12,600,000,00 0 354,441,269
		12,245,090,00 0	—	12,600,000,00 0 354,441,269
合計				

(注) 時価の算定方法

- ・先物取引

　　国内先物取引について

　　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

　　先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

4. 追加情報

第1期 自 平成21年1月16日 至 平成22年1月15日	第2期 自 平成22年1月16日 至 平成23年1月17日
—	「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. 有価証券先物取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に表示しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成 23 年 2 月 28 日現在)

I 資産総額	7,831,449,073 円
II 負債総額	57,650,253 円
III 純資産総額 (I - II)	7,773,798,820 円
IV 発行済数量	5,314,394,665 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.4628 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

- 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】 (平成23年2月末日現在)

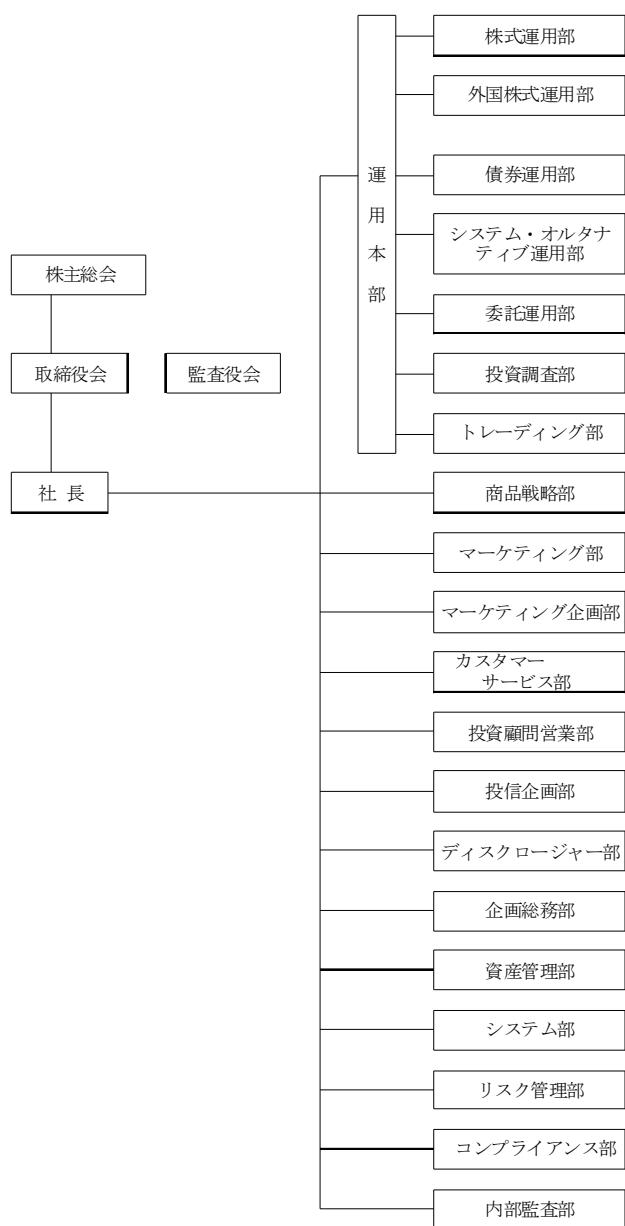
(1) 資本金の額

会社が発行する株式の総数	10 億円
発行済株式の総数	2,600,000 株
最近5年間における主な資本金の額の増減	825,000 株
	なし

(2) 委託会社の機構

業務執行体制

① 組織図



② 各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	① 国内の株式（不動産投資信託を含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 ② 投資一任契約資産に関する運用業務
外国株式運用部	海外の株式（不動産投資信託、ファンド・オブ・ファンズを含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	① 内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 ② 短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	システム運用を行う投資信託、ファンド・オブ・ファンズで運用を行う投資信託、商品投資等取引を行う投資信託等を中心とした運用業務
委託運用部	運用を外部に委託する投資信託を中心とした運用業務
投資調査部	① 内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査及び予測、内外の不動産市場の調査及び予測、内外の商品市場の調査及び予測等に関する業務 ② 投資顧問契約による投資助言に関する業務
トレーディング部	① トレーディング業務の企画、立案に関する業務 ② 内外の有価証券等及び外国為替並びに商品投資等取引の売買発注に関する業務
商品戦略部	① 金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 ② 商品戦略の立案及び推進に関する業務
マーケティング部	① 投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 ② 第一種金融商品取引業者及び登録金融機関への公開販売の推進に関する業務 ③ 販売会社との折衝に関する業務
マーケティング企画部	① 投資信託に関する情報開発・提供に関する事項 ② 投資家に対するセミナー等の企画・立案に関する事項 ③ 販売会社の募集・販売の支援のための資料作成に関する事項 ④ 広告宣伝に関する事項
カスタマーサービス部	① 販売会社に係る営業事務及び業務管理に関する事項 ② 受益者等からの質問及び苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	① 投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約のマーケティングに関する業務 ② 投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
投信企画部	① 投資信託の企画、提案書作成に関する業務 ② 募集・販売のための資料作成に関する業務 ③ 投資信託制度の調査、研究に関する業務 ④ 運用助言契約、外部委託契約に関する業務
ディスクロージャー部	① 投資信託約款に関する業務 ② 投資信託契約に関する業務 ③ 目論見書、運用報告書及びファンドの開示資料等に関する業務 ④ 有価証券届出書及び有価証券報告書に関する業務 ⑤ 主務官庁及び受託銀行への折衝に関する業務 ⑥ 投資信託協会及び運用評価機関等への折衝に関する業務

部署名	主な業務内容
企画総務部	<p>① 経営及び経営計画に関する業務</p> <p>② 株主総会及び取締役会の事務処理に関する業務</p> <p>③ 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務</p> <p>④ 従業員の人事、給与、教育に関する業務及び役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務</p> <p>⑤ 予算、決算、会計及び現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務</p> <p>⑥ 受益証券及び受益権に関する業務</p> <p>⑦ 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務</p> <p>⑧ 広報、ホームページの管理及び運営に関する業務</p>
資産管理部	<p>① 投資信託財産の計算に関する業務</p> <p>② 契約資産の計算に関する業務</p>
システム部	<p>① コンピューターシステムの管理・運営に関する業務</p> <p>② 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務</p> <p>③ 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務</p>
リスク管理部	<p>① 運用実施の管理及び諸規則等遵守に関する事項</p> <p>② 運用のリスク管理に関する事項</p> <p>③ 運用実績の評価及び分析に関する業務</p>
コンプライアンス部	<p>① 運用業務にかかる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証に関する事項並びに遵守状況の検証に基づく各部署への指導に関する事項</p> <p>② 外部委託先の運用指図等に関する検証及び監査に関する事項</p> <p>③ コンプライアンス向上のための啓蒙及び教育に関する事項</p> <p>④ 法令諸規則違反事例の届出に関する事項</p>
内部監査部	<p>① 内部監査に関する事項</p> <p>② 外部監査に関する事項</p> <p>③ 内部統制の評価に関する事項に基づく各部署への指導に関する事項</p>

③委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

④運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成 23 年 2 月末日現在、当社は、204 本の証券投資信託（単位型株式投資信託 31 本、追加型株式投資信託 117 本、追加型公社債投資信託 15 本、親投資信託 41 本）の運用を行っており、純資産総額は 10,403 億円（親投資信託を除く。）です。

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
前事業年度（自平成 20 年 4 月 1 日至平成 21 年 3 月 31 日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 45 期事業年度（自平成 20 年 4 月 1 日至平成 21 年 3 月 31 日）ならびに、第 46 期事業年度（自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 47 期中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日至平成 22 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

宮野光大



指定社員 公認会計士
業務執行社員

助川正文



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

宮野定丈

指定社員 公認会計士
業務執行社員

助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	第 45 期 (平成 21 年 3 月 31 日現在)			第 46 期 (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
	金額 千円	構成比 %		金額 千円	構成比 %	
(資産の部)						
流動資産						
現金預金	6,664,319			8,433,767		
有価証券	940,367			601,182		
未収委託者報酬	486,565			651,706		
未収運用受託報酬	—			72,964		
前払費用	14,011			17,863		
未収収益	17,699			921		
繰延税金資産	95,127			111,436		
未収法人税等	253,412			—		
未収消費税等	39,301			—		
その他の流動資産	280			5,872		
流動資産合計	8,511,086	78.1		9,895,715	82.6	
固定資産						
有形固定資産	*1					
建物	54,269		1.1	45,976		0.9
器具備品	68,524			65,060		
無形固定資産						
ソフトウェア	31,430		0.3	20,047		0.2
電話加入権	2,122			2,122		
投資その他の資産						
投資有価証券	1,382,813		20.5	916,169		16.3
親会社株式	648,648			826,056		
長期差入保証金	188,714			188,714		
その他	30,600			35,328		
貸倒引当金	△ 14,510			△ 14,510		
固定資産合計		21.9		2,084,965	17.4	
資産合計		100.0		11,980,680	100.0	

期 別 科 目	第 45 期 (平成 21 年 3 月 31 日現在)			第 46 期 (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
	金 額	構 成 比		金 額	構 成 比	
(負 債 の 部)						
流動負債						
預り金	千円	千円	%	千円	千円	%
前受収益		3,787			3,740	
前受運用受託報酬		66			—	
前受投資助言報酬		—			51	
未払金		—			2,430	
未払収益分配金	168	262,759		166	331,184	
未払償還金	22,515			5,577		
未払手数料	236,513			321,636		
未払事業所税	3,562			3,804		
未払費用		192,732			254,102	
未払法人税等		—			335,981	
未払消費税等		—			51,454	
賞与引当金		80,500			113,080	
流動負債合計	539,846	4.9		1,092,026	9.1	
固定負債						
退職給付引当金		83,131			75,242	
役員退職慰労引当金		26,500			31,640	
繰延税金負債		115,531			165,618	
固定負債合計	225,162	2.1		272,501	2.2	
負債合計	765,009	7.0		1,364,527	11.4	
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	9.2		1,000,000	8.4
資本剰余金		566,500	5.2		566,500	4.7
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		8,508,794	78.0		8,866,581	74.0
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金				5,718,662		
別途積立金	5,718,662			2,968,089		
繰越利益剰余金	2,610,302					
株主資本合計	10,075,294	92.4		10,433,081	87.1	
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金	63,395	0.6		183,071	1.5	
評価・換算差額等合計	63,395	0.6		183,071	1.5	
純資産合計	10,138,689	93.0		10,616,153	88.6	
負債純資産合計	10,903,698	100.0		11,980,680	100.0	

(2) 【損益計算書】

期 別 科 目	第 45 期			第 46 期		
	自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日		百分比	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日		百分比
	金 額	千円	%	金 額	千円	%
営業収益						
委託者報酬	8,167,626		99.2	8,470,734		98.8
運用受託報酬	66,038		0.8	106,628		1.2
営業収益計	8,233,665		100.0	8,577,363		100.0
営業費用						
支払手数料	4,558,289			4,599,088		
広告宣伝費	363,958			285,960		
公告費	2,265			4,865		
受益証券発行費	90			—		
受益権管理費	8,845			9,546		
調査費	839,745			863,466		
調査費	126,673			137,266		
委託調査費	713,072			726,200		
委託計算費	150,162			153,088		
営業雑経費	386,330			323,604		
通信費	45,534			44,807		
印刷費	332,508			269,659		
協会費	6,481			6,780		
諸会費	1,806			2,357		
営業費用計	6,309,688		76.6	6,239,619		72.7
一般管理費						
給料	852,358			953,144		
役員報酬	*1 131,967			121,534		
給料・手当	641,920			714,893		
賞与	78,470			116,717		
交際費	10,149			12,140		
寄付金	39,366			17,382		
旅費交通費	48,184			46,184		
租税公課	14,172			19,554		
不動産賃借料	251,611			225,976		
賞与引当金繰入	80,500			113,080		
退職給付費用	11,054			11,939		
役員退職慰労引当金繰入	7,620			5,140		
固定資産減価償却費	38,185			42,456		
諸経費	328,571			308,341		
一般管理費計	1,681,770		20.4	1,755,341		20.5
営業利益	242,205		3.0	582,402		6.8

科 目	期 別	第 45 期			第 46 期		
		自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比	
営業外収益	*1	千円	千円	%	千円	千円	%
受取配当金			42,429			22,585	
有価証券利息			14,906			12,258	
受取利息			1,384			1,120	
約款時効収入			10,093			16,564	
負ののれん償却額			389,225			—	
未払費用戻入益			—			19,676	
雑益			562			23,573	
営業外収益計			458,600	5.5		95,778	1.1
営業外費用			4,873			3,068	
時効後返還金			—			14,728	
信託財産負担金			775			686	
雑損			5,649	0.1		18,482	0.2
営業外費用計							
経常利益			695,157	8.4		659,698	7.7
特別利益			—			67,891	
投資有価証券売却益			27,135			—	
有価証券売却益			—			9,561	
その他			27,135	0.3		77,452	0.9
特別利益計			—			54,530	
特別損失			10,820			—	
投資有価証券売却損			346,636			—	
有価証券売却損			—			4,358	
有価証券評価損			357,456	4.3		58,888	0.7
その他							
特別損失計							
税引前当期純利益		364,835	4.4		678,262	7.9	
法人税、住民税及び事業税	2,290				336,861		
法人税等調整額	148,170	150,460	1.8	△49,386	287,475	3.3	
当期純利益		214,375	2.6		390,787	4.6	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第45期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繙越利益剰余金	利益剰余金合計					
平成20年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						214,375	214,375	214,375			214,375
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									△78,682	△78,682	△78,682
当期変動額合計						173,125	173,125	173,125	△78,682	△78,682	94,443
平成21年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689

第46期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繙越利益剰余金	利益剰余金合計					
平成21年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689
当期変動額											
剰余金の配当						△33,000	△33,000	△33,000			△33,000
当期純利益						390,787	390,787	390,787			390,787
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									119,676	119,676	119,676
当期変動額合計						357,787	357,787	357,787	119,676	119,676	477,463
平成22年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153

(重要な会計方針)

期 別	第 45 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日	第 46 期 自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日				
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p>				
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>建 物</td><td>18 年</td></tr> <tr><td>器 具 備 品</td><td>4~5 年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3~5 年)に基づき償却しております。</p>	建 物	18 年	器 具 備 品	4~5 年	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
建 物	18 年					
器 具 備 品	4~5 年					
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>				

	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同 左
4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。	—
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

第 45 期	第 46 期
自 平成 20 年 4 月 1 日	自 平成 21 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日	至 平成 22 年 3 月 31 日
<p>リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当事業年度から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	—

(表示方法の変更)

第 45 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日	第 46 期 自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日
—	<p>前期まで流動資産の「未収収益」に含めて表示しております。運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「前受収益」に含めて表示しております。運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の流動資産の「未収収益」に含めて表示しております。運用受託報酬に係る未収収益は 16,333 千円であり、流動負債の「前受収益」に含めて表示しております。運用受託報酬に係る前受収益は 66 千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第 45 期 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	第 46 期 (平成 22 年 3 月 31 日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 14,671 千円 器具備品 83,802 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 95,992 千円 器具備品 25,922 千円

(損益計算書関係)

第 45 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日	第 46 期 自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日
*1. 関係会社との取引高 受取配当金 27,720 千円	*1. 関係会社との取引高 受取配当金 9,240 千円
*2. —	*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器 具 備 品 654 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第45期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250 千円
1株当たり配当額	50 円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成21年6月24日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000 千円
1株当たり配当額	40 円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日
配当の原資	利益剰余金

第46期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000 千円
1株当たり配当額	40 円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成22年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000 千円
1株当たり配当額	40 円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日
配当の原資	利益剰余金

(リース取引関係)

第 45 期			第 46 期																		
自	平成 20 年 4 月 1 日	至	平成 21 年 3 月 31 日	自	平成 21 年 4 月 1 日																
至	平成 21 年 3 月 31 日	至	平成 22 年 3 月 31 日																		
所有権移転外ファイナンス・リース取引			同 左																		
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。																					
〈借主側〉																					
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>千円 2,163</td> <td>千円 1,865</td> <td>千円 297</td> </tr> </tbody> </table>				取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>千円 467</td> <td>千円 430</td> <td>千円 36</td> </tr> </tbody> </table>				取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 467	千円 430	千円 36
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																		
器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297																		
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																		
器具備品	千円 467	千円 430	千円 36																		
(2) 未経過リース料期末残高相当額			(2) 未経過リース料期末残高相当額																		
<table> <tr> <td>1 年以内</td> <td>280 千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td>39 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>320 千円</td> </tr> </table>			1 年以内	280 千円	1 年超	39 千円	合計	320 千円	<table> <tr> <td>1 年以内</td> <td>39 千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39 千円</td> </tr> </table>			1 年以内	39 千円	1 年超	— 千円	合計	39 千円				
1 年以内	280 千円																				
1 年超	39 千円																				
合計	320 千円																				
1 年以内	39 千円																				
1 年超	— 千円																				
合計	39 千円																				
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																		
<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>968 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>884 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>32 千円</td> </tr> </table>			支払リース料	968 千円	減価償却費相当額	884 千円	支払利息相当額	32 千円	<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>286 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>261 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6 千円</td> </tr> </table>			支払リース料	286 千円	減価償却費相当額	261 千円	支払利息相当額	6 千円				
支払リース料	968 千円																				
減価償却費相当額	884 千円																				
支払利息相当額	32 千円																				
支払リース料	286 千円																				
減価償却費相当額	261 千円																				
支払利息相当額	6 千円																				
(4) 減価償却費相当額の算定方法			(4) 減価償却費相当額の算定方法																		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			同 左																		
(5) 利息相当額の算定方法			(5) 利息相当額の算定方法																		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。			同 左																		
(6) 減損損失について			(6) 減損損失について																		
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。			同 左																		

(金融商品関係)

〈第 46 期〉自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っておりま

す。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注 2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	8,433,767	8,433,767	—
(2) 有価証券	601,182	601,182	—
(3) 未収委託者報酬	651,706	651,706	—
(4) 投資有価証券	214,208	214,208	—
(5) 親会社株式	826,056	826,026	—
(6) 未払金（未払手数料）	321,636	321,636	—
(7) 未払法人税等	335,981	335,981	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(6) 未払金（未払手数料）、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券、(5) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961 千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	8,433,767	—	—	—
未収委託者報酬	651,706	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	601,182	98,830	—	—
合計	9,686,656	98,830	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。

(有価証券関係)

〈第 45 期〉自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
(1) 株式	535,939	648,648	112,708
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	299,846	301,290	1,443
③その他	697,215	699,040	1,824
(3) その他	52,098	71,960	19,861
小計	1,585,099	1,720,938	135,838
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
(1) 株式	91,082	80,942	△10,140
(2) 債券			

①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	199,663	199,580	△83
(3) その他	286,573	268,407	△18,165
小計	577,318	548,929	△28,389
合計	2,162,418	2,269,867	107,449

(注) その他有価証券の株式（その他有価証券で時価のある株式）について 247,988 千円、その他有価証券の投資信託（その他有価証券で時価のある投資信託）について 98,648 千円の減損処理を行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

<u>売却額</u>	<u>売却益の合計額</u>	<u>売却損の合計額</u>
90,350 千円	27,135 千円	10,820 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券 非上場株式	701,961 千円
------------------	------------

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	301,290	—	—
その他	600,000	298,620	—	—
②その他	96,172	184,030	54,320	—
合計	696,172	783,940	54,320	—

〈第 46 期〉 自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日

1. その他有価証券

(単位 : 千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの				
(1) 株式		920, 162	605, 961	314, 200
(2) 債券				
①国債・地方債等		—	—	—
②社債		300, 948	299, 961	986
③その他		300, 234	299, 335	898
(3) その他		7, 687	4, 836	2, 850
小計		1, 529, 031	1, 210, 095	318, 935
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの				
(1) 株式		13, 585	21, 060	△7, 475
(2) 債券				
①国債・地方債等		—	—	—
②社債		—	—	—
③その他		—	—	—
(3) その他		98, 830	100, 000	△1, 170
小計		112, 415	121, 060	△8, 645
合計		1, 641, 446	1, 331, 155	310, 290

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701, 961 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位 : 千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	269, 681	67, 891	54, 530
合計	269, 681	67, 891	54, 530

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(退職給付関係)

〈第 45 期〉自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	83, 131	千円
---------	---------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6, 928	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4, 126</u>	千円
退職給付費用	11, 054	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

〈第 46 期〉自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	75, 242	千円
---------	---------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	7, 020	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4, 919</u>	千円
退職給付費用	11, 939	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 45 期	第 46 期
自 平成 20 年 4 月 1 日	自 平成 21 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日	至 平成 22 年 3 月 31 日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
賞与引当金	33,005 千円
退職給付引当金	34,083 千円
役員退職慰労引当金	10,865 千円
ゴルフ会員権評価損	1,230 千円
貸倒引当金	5,949 千円
その他有価証券評価差額金	11,639 千円
有価証券評価損	51,091 千円
未払広告宣伝費	14,201 千円
繰越欠損金	9,636 千円
その他	6,944 千円
繰延税金資産の合計	178,646 千円
繰延税金負債	
負ののれん償却額	124,763 千円
その他有価証券評価差額金	55,693 千円
その他	18,592 千円
繰延税金負債の合計	199,049 千円
繰延税金負債の純額	20,403 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しています。	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
賞与引当金	46,362 千円
退職給付引当金	30,849 千円
役員退職慰労引当金	12,972 千円
ゴルフ会員権評価損	1,230 千円
貸倒引当金	5,949 千円
その他有価証券評価差額金	3,544 千円
投資有価証券評価損	2,977 千円
未払広告宣伝費	30,524 千円
その他	35,747 千円
繰延税金資産の合計	170,154 千円
繰延税金負債	
負ののれん償却額	93,572 千円
その他有価証券評価差額金	130,763 千円
繰延税金負債の合計	224,336 千円
繰延税金負債の純額	54,181 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しています。	

(関連当事者情報)

〈第45期〉自平成20年4月1日至平成21年3月31日

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向 5名	支払手数料の支払 (注2)	3,761,727	未払手数料	174,087

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

〈第46期〉自平成21年4月1日至平成22年3月31日

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向 4名	支払手数料の支払 (注2)	3,569,410	未払手数料	211,903

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

(1 株当たり情報)

第 45 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日	第 46 期 自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日
1 株当たり純資産額 12,289 円 32 銭 1 株当たり当期純利益金額 259 円 84 銭	1 株当たり純資産額 12,868 円 06 銭 1 株当たり当期純利益金額 473 円 68 銭
1. なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	1. なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
当期純利益 (千円)	214,375	390,787
普通株主に帰属しない金額 (千円) (うち利益処分による役員賞与金 (千円))	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	214,375	390,787
普通株式の期中平均株式数 (株)	825,000	825,000

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成 21 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 22 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (千円)	10,138,689	10,616,153
純資産の部から控除する合計額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10,138,689	10,616,153
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	825,000	825,000

(企業結合等関係)

〈第 45 期〉 自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成 20 年 4 月 1 日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第 796 条第 3 項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

(3) 結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成 20 年 4 月 1 日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成 15 年 10 月 31 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 17 年 12 月 27 日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを 389,225 千円計上しています。当該負ののれんは全額償却しています。

3. 本合併に際しまして、平成 20 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額 660,348 千円（普通株式 1 株当たり 金 86,888 円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は 20,000 千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は 1,123,631 千円、負債の額は 54,057 千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

〈第 46 期〉 自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

〈第 45 期〉 自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日

該当事項はありません。

〈第 46 期〉 自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月3日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 助川正文
業務執行社員 

指定社員 公認会計士 宝金正典
業務執行社員 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表
中間貸借対照表

科 目	期 別	第 47 期中間会計期間末 (平成 22 年 9 月 30 日)		
		注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)			千円	%
流動資産				
現金及び預金			6,978,063	
有価証券			1,800,136	
未収委託者報酬			635,579	
未収運用受託報酬			15,954	
繰延税金資産			56,759	
その他流動資産			31,017	
流動資産合計			9,517,511	83.1
固定資産		* 1		
有形固定資産			112,922	
無形固定資産			16,204	
投資その他の資産			1,811,791	
投資有価証券			1,617,374	
その他			208,927	
貸倒引当金			△ 14,510	
固定資産合計			1,940,918	16.9
資産合計			11,458,429	100.0
(負 債 の 部)				
流動負債				
預り金			3,699	
前受運用受託報酬			5,968	
前受投資助言報酬			745	
未払金			317,072	
未払収益分配金			218	
未払償還金			4,706	
未払手数料			310,077	
未払事業所税			2,068	
未払法人税等			120,463	
賞与引当金			98,278	
その他流動負債			175,718	
流動負債合計			721,946	6.3
固定負債				
退職給付引当金			81,281	
役員退職慰労引当金			30,390	
繰延税金負債			12,494	
資産除去債務			10,811	
固定負債合計			134,977	1.2
負債合計			856,923	7.5
(純 資 産 の 部)				
株主資本				
資本金			1,000,000	8.7
資本剰余金			566,500	4.9
資本準備金			566,500	
利益剰余金			9,046,438	79.0
利益準備金			179,830	
その他利益剰余金			8,866,608	
別途積立金			5,718,662	
繰越利益剰余金			3,147,946	
株主資本合計			10,612,938	92.6
評価・換算差額等			△11,432	△0.1
その他有価証券評価差額金			△11,432	△0.1
評価・換算差額等合計			10,601,505	92.5
純資産合計			11,458,429	100.0
負債・純資産合計				

中間損益計算書

科 目	期 別 注記 番号	第 47 期中間会計期間	
		自 平成 22 年 4 月 1 日	至 平成 22 年 9 月 30 日
		金 額	百分比
營業収益		千円	%
委託者報酬		4, 565, 901	
運用受託報酬		23, 631	
營業収益計		4, 589, 533	100.0
營業費用		3, 313, 717	72.2
一般管理費		937, 937	20.4
營業利益		337, 878	7.4
營業外収益	* 1	31, 867	0.7
營業外費用		82	0.0
経常利益		369, 663	8.1
特別利益		3, 490	0.1
特別損失		5, 625	0.1
税引前中間純利益		367, 528	8.0
法人税、住民税及び事業税		117, 954	2.6
法人税等調整額		36, 717	0.8
中間純利益		212, 856	4.6

中間株主資本等変動計算書

第47期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
平成22年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153	
中間会計期間中の変動額												
剰余金の配当						△33,000	△33,000	△33,000			△33,000	
中間純利益						212,856	212,856	212,856			212,856	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）									△194,503	△194,503	△194,503	
中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	-	-	179,856	179,856	179,856	△194,503	△194,503	△14,647	
平成22年9月30日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,147,946	9,046,438	10,612,938	△11,432	△11,432	10,601,505	

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

期 別	第 47 期中間会計期間 自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 9 月 30 日
項目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの … 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの … 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物 … 15 年 器具備品 … 4 ~ 6 年</p> <p>無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づき償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。</p>
4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。</p>

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

第 47 期中間会計期間
自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 22 年 9 月 30 日

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は 468 千円、税引前中間純利益は 2,604 千円それぞれ減少しております。

(表示方法の変更)

第 47 期中間会計期間
自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 22 年 9 月 30 日

中間貸借対照表関係

前中間会計期間まで流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。

なお、前中間会計期間の流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました未収運用受託報酬は 22,329 千円であり、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました前受運用受託報酬は 4,550 千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成 22 年 9 月 30 日）

（＊1）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、135,551 千円 であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

1. （＊1）営業外収益の主要なもの

有価証券利息	2,857 千円
受取配当金	23,945 千円

2. 減価償却実施額

有形固定資産	13,636 千円
無形固定資産	5,965 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000 株	—	—	825,000 株

2. 配当に関する事項

平成 22 年 6 月 25 日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000 千円
1 株当たり配当額	40 円
基準日	平成 22 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 22 年 6 月 26 日

(リース取引関係)

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。

<借主側>

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 (器具備品)	取得価額 相当額	減価償却累計額 - 千円	中間期末残高 相当額 - 千円

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等

1年内	- 千円
1年超	- 千円
合計	- 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	40	千円
減価償却費相当額	36	千円
支払利息相当額	0	千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(6) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成 22 年 9 月 30 日）

金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注 2) 参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	6,978,063	6,978,063	—
(2) 有価証券	1,800,136	1,800,136	—
(3) 未収委託者報酬	635,579	635,579	—
(4) 投資有価証券	915,413	915,413	—
(5) 未払金（未払手数料）	310,077	310,077	—
(6) 未払法人税等	120,463	120,463	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(5) 未払金（未払手数料）、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961 千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成 22 年 9 月 30 日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	900, 257	900, 205	51
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	217, 291	205, 836	11, 454
	小計	1, 117, 548	1, 106, 042	11, 506
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	597, 719	626, 976	△29, 256
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	899, 879	899, 908	△28
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	100, 402	102, 000	△1, 597
	小計	1, 598, 001	1, 628, 884	△30, 883
	合計	2, 715, 550	2, 734, 926	△19, 376

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 701, 961 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成 22 年 9 月 30 日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成 22 年 9 月 30 日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

前事業年度末残高（注）	10,689 千円
時の経過による調整額	<u>122 千円</u>
当中間会計期間末残高	10,811 千円

(注) 当中間会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第 17 号 平成 21 年 3 月 27 日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 20 号平成 20 年 3 月 21 日）を適用しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 9 月 30 日）

1 株当たり純資産額	12,850 円 31 銭
------------	---------------

1 株当たり中間純利益金額	258 円 00 銭
---------------	------------

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
-------------------	--

純資産の部の合計額（千円）	10,601,505
---------------	------------

純資産の部から控除する合計額（千円）	—
--------------------	---

普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,601,505
----------------------	------------

1 株当たり純資産額の算定上に用いられた	825,000
----------------------	---------

中間期末の普通株式の数（株）	
----------------	--

1 株当たり中間純利益算定上の基礎	
-------------------	--

中間純利益金額（千円）	212,856
-------------	---------

うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
--------------------	---

普通株式に係る中間純利益金額（千円）	212,856
--------------------	---------

普通株式の期中平均株式数（株）	825,000
-----------------	---------

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

追 加 型 証 券 投 資 信 託

225 ブル型オープン

約 款

岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株価指数先物取引を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きのおよそ2倍程度となることを目指して運用を行います。
- ② 運用にあたっては、株価指数先物取引の買建てを行うとともに、信託金については、主としてコール・ローン等の安定資産で運用を行います。
- ③ 株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行います。
- ④ 追加設定・一部解約がある場合、追加設定金額と一部解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応します。
- ⑤ 投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国他の株価指数先物取引を利用することもあります。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配対象収益を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保収益の運用方針

収益分配に充てなかった留保収益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 225 ブル型オープン 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、平成21年1月16日から平成24年1月13日まで、または第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項、および第47条第2項の規定による信託期間の終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初の受益者は委託者とし、追加信託当初の受益者は委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証

券を除きます。) を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、午後2時30分(ただし、わが国の取引所(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)が半休日の場合は、午前10時30分とします。)までに取得の申込を行った取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって、取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、平成23年9月15日以降の取得の申込に応ずることはできないものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の

記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料(無手数料を含みます。以下、この項において同じ。)および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。
 1. わが国の取引所における日経平均株価(225種)先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
 2. わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価(225種)先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価(225種)先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
 3. 前各号に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証

券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条まで、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条まで、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32

条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図、目的および指図範囲)

第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含む「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の指図、目的および指図範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の指図、目的および指図範囲)

- 第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲)

- 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 27 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 31 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴

う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 33 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 34 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 1 月 16 日から翌年 1 月 15 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 36 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 87 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 38 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、収益分配金については第 40 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 40 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 42 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 40 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 40 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 債還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権について

ては原則として取得申込者とします。) に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 一部解約金は、第 42 条第 2 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として 4 営業日目から、当該受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 41 条 受益者が、収益分配金については第 40 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 40 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 42 条 委託者は、自己に帰属する受益権について、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断し次第、すみやかに一部解約の実行を行うものとします。

- ② 受益者（投資信託契約締結当初の受益者としての委託者を除きます。以下、この条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社の定める一部解約の単位をもって、午後 2 時 30 分（ただし、わが国の取引所が半休日の場合は、午前 10 時 30 分とします。）まで、一部解約の実行を請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第 1 項および前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 前各項にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者は、第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとします。
 1. わが国の取引所における日経平均株価（225 種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。
 2. わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価（225 種）先物取引およびその他この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価（225 種）先物取引およびその他

この投資信託が投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

3. 前各号に掲げる場合以外でやむを得ない事情があるとき。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 43 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 46 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 49 条 第 43 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、

自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第51条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第52条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成21年1月16日

委託者 東京都中央区八重洲二丁目8番1号
岡三アセットマネジメント株式会社

受託者 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

